

防災対策及び感染症防止対策物資購入助成金交付要綱

令和 3年 3月 23日 制 定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う緊急輸送対策事業の一環として、緊急事態での輸送体制の強化に向けて、会員事業者（以下「事業者」という。）が防災対策及び感染症防止対策に必要な物資を購入することにより、BCP（事業継続計画）対策の促進を図り、輸送体制強化に資するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象は、第3条に定める物資を新たに購入した事業者とする。

(助成対象物資)

第3条 助成の対象となる物資は、当該年度の4月1日から2月末日までに納品及び支払いが完了したもので、別紙1に掲げるものとする。なお、リースやレンタルによる導入や、目的外使用が可能な物資については助成対象外とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に第3条に定める物資を新たに購入した経費の1/2上限3万円とし、消費税及び地方消費税は助成対象外とする。申請については、1事業者あたり1回を限度とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式「防災対策及び感染症防止対策物資購入助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）を本会に提出して請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度の2月末日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 第5条の助成申請書の提出があったときは、本会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。